

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	観光プロモーション課
契約締結年月日	平成 30 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人 やまなし観光推進機構
契約名	富士の国やまなし館及びレストラン管理運營業務委託契約
契約金額 (税込み)	17,585,735 円
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「富士の国やまなし館」は、東京圏における本県の観光・物産情報の発信拠点として平成 16 年度に県が設置した施設であり、観光や田舎暮らしの情報提供、優れた県産品の展示・販売などを通じて、本県の魅力を首都圏にアピールしてきた。平成 22 年 12 月には、同ビル 2 階に飲食店舗「レストラン Y-wine」を設置し、県産ワインや県産食材等を使用した料理を提供することにより、本県の食の魅力を発信するとともに、やまなしブランドの確立と県産品の販路を拡大してきた。 ○ 公益社団法人やまなし観光推進機構は、県内の物産関係業界団体、企業等を会員としているため、県内全域の物産品に関する情報が集まり、自らもオンラインショップを運営するなど、物産・販売に関する専門的知識を有している。さらに、県内の観光 PR 用パンフレットを多数作成するほか、着地型旅行を自ら造成するなど、会員である市町村や観光関係業界団体からの観光情報が集積する組織としては、県内では唯一であるため、このノウハウを富士の国やまなし館の観光案内に反映させることが、本県への誘客促進並びに来館者のおもてなしへと繋がる。 ○ また、公益社団法人やまなし観光推進機構は、県内の全市町村、市町村観光協会及び観光関係業界団体、企業等を会員としており、県内全域の物産、ワイン、県産食材等に関する情報が集積するため、レストランで取り扱う飲料や食材の情報を効率的に収集し提供でき、やまなし観光推進機構以外にこのように情報を一元的に収集し、また対応できる能力を有している団体

	<p>はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、富士の国やまなし館とレストランの運営を統一することにより、県産品の仕入から販売までコスト削減を図れるほか、両店舗で連携したイベントを企画実施できるなど、より効率的、効果的な運営が可能となる。 ○ 以上を考慮すると、業務委託先は公益社団法人やまなし観光推進機構しか存在せず、他に効率的、効果的に事業執行が可能な業務委託先の適任者は無いため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、公益社団法人やまなし観光推進機構と随意契約を締結し、山梨県財務規則第137条第3項の規定により、見積合せを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号